



発行 新潟県

第 46 号

平成29年6月16日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

訓 令

11 平成29年の夏季における朝型勤務の実施に伴う新潟県職員服務規程の特例を定める規程（人事課）

告 示

- 759 自衛隊員の募集（市町村課）
- 760 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 761 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 762 産業立地促進地域の指定（産業立地課）
- 763 産業立地促進地域の指定（産業立地課）
- 764 産業立地促進地域の指定（産業立地課）
- 765 産業立地促進地域の指定（産業立地課）
- 766 産業立地促進地域の指定（産業立地課）
- 767 産業立地促進地域の指定（産業立地課）
- 768 産業立地促進地域の指定（産業立地課）
- 769 産業立地促進地域の指定（産業立地課）
- 770 保安林の指定予定（治山課）
- 771 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 772 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 773 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 774 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
- 775 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 776 換地処分の届出（農地整備課）
- 777 国土調査の指定（農村環境課）
- 778 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 779 公共測量の実施通知（監理課）
- 780 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）



◎新潟県訓令第11号

本 庁
地 域 機 関

平成29年の夏季における朝型勤務の実施に伴う新潟県職員服務規程の特例を定める規程を次のように定める。
平成29年 6月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

平成29年の夏季における朝型勤務の実施に伴う新潟県職員服務規程の特例を定める規程
(趣旨)

第1条 この規程は、平成29年の夏季における朝型勤務（始業の時刻を繰り上げて行う勤務をいう。以下同じ。）の実施に伴い、知事の事務部局に属する一般職の職員（以下「職員」という。）の平成29年7月1日から同年8月31日までの間の勤務時間の割振りについて、新潟県職員服務規程（昭和35年3月新潟県訓令第6号。以下「服務規程」という。）第5条第1項の特例を定めるものとする。

(勤務時間の特例)

第2条 所属長（服務規程第1条の2に規定する所属長をいう。以下同じ。）は、前条の期間の全部又は一部について職員が請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が夏季における朝型勤務を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。この場合において、所属長は、勤務時間の割振りを行った後、別に定めるところにより総務管理部長に報告するものとする。

(実施細目)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

告 示

◎新潟県告示第759号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官候補生として採用する自衛隊員（平成30年3・4月入隊）及び二等陸士として採用する陸上自衛官、二等海士として採用する海上自衛官、二等空士として採用する航空自衛官の募集を次のとおり行う。

平成29年 6月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 募集対象及び募集期間

募 集 対 象			募 集 期 間
種 目	要員区分	採用予定数	
自衛官候補生	陸自男子 海自男子 空自男子	約120名程度	○第1回採用試験（男子のみ） 平成29年7月1日（土）から 平成29年8月7日（月）まで ○第2回採用試験（男女） 平成29年7月1日（土）から 平成29年9月8日（金）まで
	陸自女子 海自女子 空自女子	約 10名程度	
一般曹候補生	陸自男子 海自男子 空自男子	防衛省の計画による	平成29年7月1日（土）から 平成29年9月8日（金）まで
	陸自女子 海自女子 空自女子		
航空学生	海自男女 空自男女	防衛省の計画による	

2 試験期日及び試験会場

試験期日		試験会場
第1回 自衛官 候補生	○採用試験 平成29年8月20日(日) ～22日(火) ※上記のうち1日間を指定 ※対象：在高校生を除く18歳以上 27歳未満の男子	陸上自衛隊新発田駐屯地 (新発田市大手町6-4-16)
第2回 自衛官 候補生	○採用試験 平成29年9月23日(土) ～25日(月) ※上記のうち1日間を指定 ※対象：採用予定月の1日現在、 18歳以上27歳未満の男女	・陸上自衛隊高田駐屯地 (上越市南城町3-7-1) ・陸上自衛隊新発田駐屯地 (新発田市大手町6-4-16)

※自衛官候補生の採用試験は、上表の期日以降、第3回(平成29年11月中旬)、第4回(平成30年1月中旬)、第5回(平成30年2月上旬)、第6回(平成30年3月上旬)の実施を予定しています。

試験期日		試験会場
一般曹 候補生	○1次試験 平成29年9月16日(土) 17日(日) ※上記のうち1日間を指定 ※対象：平成30年4月1日現在、 18歳以上27歳未満の男女	・9月16日(土) 新潟市内 長岡合同庁舎 上越市民プラザ ・9月17日(日) 陸上自衛隊新発田駐屯地 新潟市内 長岡合同庁舎 上越市民プラザ 佐渡市内
	○2次試験 平成29年10月7日(土) ～9日(月) ※上記のうち1日間を指定	・10月7日(土) 陸上自衛隊高田駐屯地 (上越市南城町3-7-1) ・10月8日(日)及び9日(月) 陸上自衛隊新発田駐屯地 (新発田市大手町6-4-16)
航空学生	○1次試験 平成29年9月18日(月) ※対象 海自：平成30年4月1日現在、 18歳以上23歳未満の男女 空自：平成30年4月1日現在、 18歳以上21歳未満の男女	○1次試験 ・自衛隊新潟地方協力本部 (新潟美咲合同庁舎1号館) ・長岡合同庁舎 ・高田地域事務所(上越市) ・佐渡市内
	○2次試験 平成29年10月17日(火) ～22日(日) ○3次試験 平成29年11月18日(土) ～12月21日(木) ※2次試験及び3次試験(2次試験 合格者のみ)の受験日は、上記期	○2次試験 1次試験合格発表時に指定 ○3次試験 2次試験合格発表時に指定

	間のうち期日を指定	
--	-----------	--

3 応募手続き

市町村又は自衛隊新潟地方協力本部出張所、地域事務所等で志願票の交付を受け、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部へ提出すること。

4 その他

応募手続きに関する詳細は、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部まで問い合わせること。

◎新潟県告示第760号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年6月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
就労継続支援A型	ワークセンターかわにし	十日町市上新井68-1	社会福祉法人十日町福祉会	平成29年6月1日

◎新潟県告示第761号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、妙高市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成29年6月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時	検査場所	検査区域等
7月18日（火）	妙高市妙高高原保健センター	妙高市全域
7月19日（水）		
7月20日（木）	妙高市関山コミュニティセンター（旧：農民研修センター）	
7月21日（金）		
7月24日（月）		
7月25日（火）		
7月26日（水）		
7月27日（木）		
7月28日から平成30年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、平成30年1月2日、1月3日を除く。		

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第762号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定

により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年6月16日

新潟県知事 米山 隆一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
新潟市北区の工業系用途地域	新潟市北区太郎代の一部	平成29年6月7日
	新潟市北区島見町の一部	
	新潟市北区白勢町の一部	
	新潟市北区太夫浜の一部	
	新潟市北区松浜町の一部	
	新潟市北区松浜8丁目の一部	
	新潟市北区西名目所の一部	
	新潟市北区新崎の一部	
	新潟市北区すみれ野2丁目の一部	
	新潟市北区すみれ野3丁目の一部	
	新潟市北区すみれ野4丁目の全部	
	新潟市北区太田の一部	
	新潟市北区葛塚の一部	
	新潟市北区下大谷内の一部	
	新潟市北区笹山の一部	
	新潟市北区浜浦の一部	
	新潟市北区笹山東の一部	
新潟市北区横土居の一部		

◎新潟県告示第763号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年6月16日

新潟県知事 米山 隆一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
新潟市東区の工業系用途地域	新潟市東区秋葉1丁目の全部	平成29年6月7日
	新潟市東区石山の全部	
	新潟市東区榎の全部	
	新潟市東区榎町の全部	
	新潟市東区海老ヶ瀬の一部	
	新潟市東区大形本町の一部	
	新潟市東区大形本町1丁目の全部	
	新潟市東区大形本町2丁目の全部	
	新潟市東区大形本町3丁目の全部	
	新潟市東区大形本町4丁目の全部	
	新潟市東区大形本町5丁目の全部	
	新潟市東区大形本町6丁目の全部	
	新潟市東区逢谷内の全部	
	新潟市東区逢谷内3丁目の全部	
	新潟市東区逢谷内4丁目の全部	
	新潟市東区逢谷内6丁目の全部	
	新潟市東区岡山の一部	
新潟市東区御新町1丁目の一部		
新潟市東区御新町2丁目の一部		

新潟市東区卸新町3丁目の一部
新潟市東区王瀬新町の全部
新潟市東区鷗島町の全部
新潟市東区上木戸の全部
新潟市東区上王瀬町の全部
新潟市東区下場の一部
新潟市東区河渡の一部
新潟市東区材木町の全部
新潟市東区紫竹山3丁目の全部
新潟市東区下木戸の全部
新潟市東区下木戸1丁目の全部
新潟市東区下木戸2丁目の全部
新潟市東区下木戸3丁目の全部
新潟市東区神明町の全部
新潟市東区新川町の一部
新潟市東区末広町の全部
新潟市東区竹尾の一部
新潟市東区竹尾卸新町の一部
新潟市東区兎池の全部
新潟市東区月見町の全部
新潟市東区津島屋6丁目の全部
新潟市東区津島屋7丁目の全部
新潟市東区寺山の一部
新潟市東区東新町の全部
新潟市東区東明1丁目の一部
新潟市東区東明8丁目の一部
新潟市東区中木戸の全部
新潟市東区西野の一部
新潟市東区浜町の全部
新潟市東区浜谷町1丁目の全部
新潟市東区浜谷町2丁目の全部
新潟市東区東臨港町の全部
新潟市東区船江町1丁目の全部
新潟市東区船江町2丁目の一部
新潟市東区藤見町2丁目の一部
新潟市東区古湊町の一部
新潟市東区平和町の全部
新潟市東区牡丹山3丁目の一部
新潟市東区松島1丁目の全部
新潟市東区松島2丁目の全部
新潟市東区松島3丁目の全部
新潟市東区南紫竹1丁目の全部
新潟市東区南紫竹2丁目の全部
新潟市東区木工新町の一部
新潟市東区山木戸の全部
新潟市東区山木戸1丁目の一部
新潟市東区山木戸7丁目の一部
新潟市東区山木戸8丁目の一部
新潟市東区豊1丁目の全部
新潟市東区豊2丁目の全部
新潟市東区豊3丁目の全部

新潟市東区臨港1丁目の一部
新潟市東区臨港町2丁目の全部
新潟市東区臨港町3丁目の全部
新潟市東区臨海町の全部
新潟市東区上木戸1丁目の一部
新潟市東区中島1丁目の全部
新潟市東区中島2丁目の全部
新潟市東区中島の全部
新潟市東区海老ヶ瀬新町の全部
新潟市東区紫竹卸新町の全部
新潟市東区はなみずき3丁目の全部
新潟市東区空港西1丁目の全部
新潟市東区空港西2丁目の全部
新潟市東区柳ヶ丘の一部
新潟市東区中興野の一部

◎新潟県告示第764号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年6月16日

新潟県知事 米山 隆 一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
新潟市中央区の工業系用途地域	新潟市中央区網川原1丁目の一部	平成29年6月7日
	新潟市中央区網川原の全部	
	新潟市中央区稲荷町の一部	
	新潟市中央区入船町1丁目の一部	
	新潟市中央区入船町2丁目の一部	
	新潟市中央区入船町3丁目の一部	
	新潟市中央区入船町4丁目の一部	
	新潟市中央区入船町5丁目の一部	
	新潟市中央区入船町6丁目の一部	
	新潟市中央区海辺町一番町の一部	
	新潟市中央区海辺町二番町の一部	
	新潟市中央区姥ヶ山の一部	
	新潟市中央区親松の一部	
	新潟市中央区大島の一部	
	新潟市中央区上所2丁目の一部	
	新潟市中央区上所上1丁目の全部	
	新潟市中央区上所上3丁目の一部	
	新潟市中央区紫竹山3丁目の一部	
	新潟市中央区太右エ門新田の一部	
	新潟市中央区出来島1丁目の一部	
	新潟市中央区出来島2丁目の一部	
	新潟市中央区出来島の全部	
	新潟市中央区鳥屋野の一部	
	新潟市中央区万代3丁目の一部	
	新潟市中央区万代島の全部	
	新潟市中央区東入船町の全部	

新潟市中央区日の出2丁目の全部
新潟市中央区東出来島の一部
新潟市中央区船見町1丁目の全部
新潟市中央区船見町2丁目の一部
新潟市中央区船場町2丁目の一部
新潟市中央区緑町の一部
新潟市中央区南出来島1丁目の一部
新潟市中央区南出来島2丁目の一部
新潟市中央区女池の一部
新潟市中央区山田町1丁目の一部
新潟市中央区山田町2丁目の一部
新潟市中央区柳島町1丁目の全部
新潟市中央区柳島町2丁目の全部
新潟市中央区柳島町3丁目の全部
新潟市中央区柳島町4丁目の全部
新潟市中央区竜が島1丁目の全部
新潟市中央区竜が島2丁目の全部
新潟市中央区美咲町1丁目の全部
新潟市中央区美咲町2丁目の全部
新潟市中央区上近江1丁目の一部
新潟市中央区湖南の一部
新潟市中央区亀田早通の全部

◎新潟県告示第765号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年6月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
新潟市江南区の工業系用途地域	新潟市江南区曙町1丁目の一部	平成29年6月7日
	新潟市江南区曙町2丁目の一部	
	新潟市江南区曙町3丁目の一部	
	新潟市江南区曙町4丁目の一部	
	新潟市江南区曙町5丁目の全部	
	新潟市江南区下早通柳田1丁目の全部	
	新潟市江南区下早通柳田2丁目の全部	
	新潟市江南区亀田大月1丁目の全部	
	新潟市江南区亀田大月2丁目の全部	
	新潟市江南区亀田大月3丁目の全部	
	新潟市江南区亀田工業団地1丁目の一部	
	新潟市江南区亀田工業団地2丁目	

の一部 新潟市江南区亀田工業団地3丁目 の一部 新潟市江南区早苗2丁目の一部 新潟市江南区早苗4丁目の一部 新潟市江南区城所1丁目の一部 新潟市江南区城山3丁目の一部 新潟市江南区二本木4丁目の一部 新潟市江南区東早通1丁目の全部 新潟市江南区東早通2丁目の全部 新潟市江南区東早通3丁目の全部 新潟市江南区東早通4丁目の全部 新潟市江南区東船場3丁目の一部 新潟市江南区東船場5丁目の全部 新潟市江南区日水1丁目の一部 新潟市江南区茗荷谷の一部 新潟市江南区元町2丁目の一部 新潟市江南区横越上町4丁目の全部 新潟市江南区横越上町5丁目の一部 新潟市江南区横越川根町1丁目の一部 新潟市江南区横越川根町4丁目の一部 新潟市江南区横越中央1丁目の一部 新潟市江南区横越中央6丁目の一部 新潟市江南区横越中央7丁目の全部 新潟市江南区両川1丁目の一部 新潟市江南区両川2丁目の一部
--

◎新潟県告示第766号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年6月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
新潟市秋葉区の工業系用途地域	新潟市秋葉区新津本町1丁目の一部 新潟市秋葉区南町の全部 新潟市秋葉区北上の一部 新潟市秋葉区滝谷本町の一部 新潟市秋葉区川口の一部 新潟市秋葉区荻島2丁目の一部 新潟市秋葉区田島の一部 新潟市秋葉区朝日の一部	平成29年6月7日

	新潟市秋葉区小須戸の一部 新潟市秋葉区舟戸町1丁目の一部 新潟市秋葉区矢代田の一部 新潟市秋葉区新保の一部	
--	--	--

◎新潟県告示第767号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年6月16日

新潟県知事 米山 隆一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
新潟市南区の工業系用途地域	新潟市南区鮎潟の一部 新潟市南区和泉の一部 新潟市南区北田中の一部 新潟市南区下塩俵の一部 新潟市南区白根四ツ興野の一部 新潟市南区鍋潟の一部 新潟市南区能登の一部 新潟市南区能登2丁目の一部	平成29年6月7日

◎新潟県告示第768号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年6月16日

新潟県知事 米山 隆一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
新潟市西区の工業系用途地域	新潟市西区緒立流通1丁目の一部 新潟市西区緒立流通2丁目の一部 新潟市西区亀貝の一部 新潟市西区小新の一部 新潟市西区善久の一部 新潟市西区的場流通1丁目の一部 新潟市西区的場流通2丁目の一部 新潟市西区山田の一部 新潟市西区流通1丁目の一部 新潟市西区流通2丁目の一部 新潟市西区流通3丁目の一部 新潟市西区流通センター1丁目の一部 新潟市西区流通センター2丁目の一部 新潟市西区流通センター3丁目の一部 新潟市西区流通センター4丁目の一部 新潟市西区流通センター5丁目の一部 新潟市西区流通センター6丁目の一部	平成29年6月7日

	一部	
--	----	--

◎新潟県告示第769号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年6月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
新潟市西蒲区の工業系用途地域	新潟市西蒲区赤鎗の一部 新潟市西蒲区安尻の一部 新潟市西蒲区漆山の一部 新潟市西蒲区押付の一部 新潟市西蒲区善光寺の一部 新潟市西蒲区曾根の一部 新潟市西蒲区葉萱場の一部 新潟市西蒲区旗屋の一部 新潟市西蒲区巻乙の一部 新潟市西蒲区巻甲の一部 新潟市西蒲区榎島の一部 新潟市西蒲区矢島の一部	平成29年6月7日

◎新潟県告示第770号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成29年6月16日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県魚沼市高倉字日カゲ3790から3792まで
- 2 指定の目的
なだれの危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県南魚沼地域振興局農林振興部及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第771号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新潟市の木崎濁川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成29年6月16日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 退任
理事 新潟市北区木崎2051番地 青木 勝蔵
退任年月日 平成29年5月23日

◎新潟県告示第772号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、小千谷市の小千谷土地改良区の定款の変更を

平成29年 6月 9日認可した。

平成29年 6月16日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第773号

土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成29年 6月19日から平成29年 7月14日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 6月16日

新潟県佐渡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
佐渡市 両津南部土地改良区	加茂新田第2	農業用排水施設整備 (基盤整備促進)事業	新規	土地改良事業 計画書の写し 定款の写し	佐渡市役所 及び佐渡市役 所両津支所	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の適当決定があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第774号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成29年 6月19日から平成29年 7月14日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 6月16日

新潟県柏崎地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
柏崎市 柏崎土地改良区	上条	農業用排水施設整備 (農村振興総合整備)事業	新規	土地改良事業 変更計画書の 写し 定款の写し	柏崎市役所	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の適当決定があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟にお

いて新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第775号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営吉里地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年6月16日

新潟県知事 米山 隆一

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成29年6月19日から平成29年7月14日まで

3 縦覧に供する場所

南魚沼市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第776号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第54条第3項の規定により、昭和地区土地改良事業共同施行 施行者代表伊藤能徳から区画整理事業昭和地区(全換地区)に係る換地処分をした旨の届出があった。

平成29年6月16日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第777号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定により、次の調査を国土調査として指定した。

平成29年6月16日

新潟県知事 米山 隆一

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
聖籠町	大字網代浜の一部	平成29年6月7日から平成30年3月31日まで

◎新潟県告示第778号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成29年6月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 処分をした年月日 平成29年4月25日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
樋口架設
樋口 雄
- 3 主たる営業所の所在地
十日町市下条3丁目472番地
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-25）第44318号
- 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成29年4月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成29年4月25日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
佐藤土木
佐藤 康廣
- 3 主たる営業所の所在地
三条市塚野目3-12-24
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第42244号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成29年3月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成29年4月6日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社関電気
関 聡
- 3 主たる営業所の所在地
南魚沼市六日町2250番地
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-24）第8537号
- 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成29年4月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成29年4月7日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

青柳建設株式会社

青柳 嘉洋

3 主たる営業所の所在地

新潟市南区月潟515

4 許可番号 新潟県知事許可（般特一27）第5252号

5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年4月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成29年4月12日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社新潟グリーンテック

石井 政一郎

3 主たる営業所の所在地

新潟市緑町1丁目12番11号

4 許可番号 新潟県知事許可（般特一28）第31041号

5 処分の内容

建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び管工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年4月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成29年5月2日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

利光建材

齋藤 利信

3 主たる営業所の所在地

阿賀野市保田3266-3

4 許可番号 新潟県知事許可（般一24）第44015号

5 処分の内容 ガラス工事業、建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年4月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成29年4月17日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

大和工業

大坂 和彦

3 主たる営業所の所在地

新潟市北区下大谷内1218-3

4 許可番号 新潟県知事許可（般一28）第45210号

5 処分の内容 土木工事業、解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年4月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年4月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社酒井工業
酒井 幸雄
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市船江町3番地18
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第44640号
 - 5 処分の内容 左官工事業、タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年4月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年4月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
日喜開発株式会社
草間 とし子
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市鴨島1丁目5番27号
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第41022号
 - 5 処分の内容 石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年4月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年4月26日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社ユニティ通信
田村 美弥子
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市高瀬町1345-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第40861号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年4月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年4月13日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社ひらばん
山岸 寅市
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市大字藤塚400-5
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第27312号
 - 5 処分の内容 建築工事業、屋根工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年4月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

-
- 1 処分をした年月日 平成29年5月9日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
藤田土建
藤田 浩二
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市小川938-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第493号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年5月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年5月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社ハニーホーム
五十嵐 創
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区鳥屋野292番地1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第44751号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年5月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年4月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社アーバン・ホーム
丸山 一明
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区弁天橋通1-2-34
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第23656号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年4月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年4月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社中村工業
仲川 幸夫
 - 3 主たる営業所の所在地
佐渡市中興乙1430
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-27)第11516号
 - 5 処分の内容 土木工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
-

平成29年4月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年4月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社三興建設
長谷川 一統
 - 3 主たる営業所の所在地
東蒲原郡阿賀町平堀1664番地1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第1631号
 - 5 処分の内容 建築工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年4月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年5月8日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社Z e a l新潟
細野 麻里恵
 - 3 主たる営業所の所在地
北蒲原郡聖籠町次第浜1667-21
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第45164号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業、解体工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年5月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年5月9日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社倉部瓦店
倉部 一郎
 - 3 主たる営業所の所在地
柏崎市大字曾地353番地
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第9159号
 - 5 処分の内容 屋根工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年5月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年5月16日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
コスギ建装
小杉 武仁
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市松原町2-2-18
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第43403号
-

- 5 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年4月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年5月16日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
大幸工務所
大島 裕介
 - 3 主たる営業所の所在地
十日町市中条丙947番地
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第44490号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年4月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年4月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
五十嵐板金
五十嵐 久昭
 - 3 主たる営業所の所在地
魚沼市須原960番地1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第44122号
 - 5 処分の内容 屋根工事業、板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年4月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年5月23日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
井上塗装
井上 泰光
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区幸栄3-12-17
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第43443号
 - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年5月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年5月23日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
金子材木店
金子 隆正
 - 3 主たる営業所の所在地
-

三條市月岡3丁目7番24号

4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第41370号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年5月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成29年4月28日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

今井板金工業所

今井 進一

3 主たる営業所の所在地

柏崎市大字上方275-5

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第38557号

5 処分の内容 板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年4月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成29年4月24日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社中越ポンプ

能登 政幸

3 主たる営業所の所在地

新潟市江南区楚川甲415-4

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第14564号

5 処分の内容 土木工事業、管工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年4月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成29年4月17日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

牛木商事株式会社

牛木 直樹

3 主たる営業所の所在地

上越市名立区名立小泊425番地2

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第11294号

5 処分の内容 土木工事業に係る特定建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年4月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成29年4月27日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

安達建設興業株式会社

安達 公明

- 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区白根日の出町6番25号
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-28)第2458号
- 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成29年4月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年5月19日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
S・T建設工業株式会社
長井 正則
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区河渡庚384-5
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第43191号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年5月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年5月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
北日本電通株式会社
菅沼 貴之
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市興野3丁目1番11号
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第42962号
 - 5 処分の内容 電気通信工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年5月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年5月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社ヤマトクリエーション新潟
秋山 武彦
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区新川町361番地
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第42574号
 - 5 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年5月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年5月22日
-

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社サクラホーム
佐野 嘉六
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区米山6丁目4番地7号
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第42854号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成29年5月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年5月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
渡辺美次建築
渡辺 美次
 - 3 主たる営業所の所在地
阿賀野市大室1834番地
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第39460号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年5月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年5月16日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社宮澤工業
宮澤 征一郎
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市寺町1丁目9番32号
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-24)第27183号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年5月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年5月19日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社庭和建設
庭山 和男
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区柳原2丁目10番28号
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第23234号
 - 5 処分の内容 建築工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年5月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年5月30日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
出塚興業
出塚 高志
 - 3 主たる営業所の所在地
阿賀野市外城町11-21
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第45175号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年5月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年5月30日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
渡部建築
渡部 栄次
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市秋葉区柄目木316-13
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第44855号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年5月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年5月30日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
二之宮木工
増田 幸作
 - 3 主たる営業所の所在地
十日町市北新田265
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第42115号
 - 5 処分の内容 ガラス工事業、建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年5月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年5月9日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社白瀧建設
石本 武臣
 - 3 主たる営業所の所在地
五泉市村松甲4548番地1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第12766号
 - 5 処分の内容 土木工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
-

平成29年5月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年5月24日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社菖和
星野 弘
 - 3 主たる営業所の所在地
新発田市稲荷岡794番地
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第40287号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年5月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年5月23日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
高正建設株式会社
高頭 明紀夫
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市千歳1丁目3番25号
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-27)第16627号
 - 5 処分の内容 土木工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年5月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年5月23日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社堀井工務店
堀井 壮司
 - 3 主たる営業所の所在地
小千谷市平沢2-15-24
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第7549号
 - 5 処分の内容 土木工事業、管工事業、さく井工事業、水道施設工事業、消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年5月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年5月24日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
渡邊建築
渡邊 惣治
 - 3 主たる営業所の所在地
-

長岡市上塩697番地5

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第6692号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成29年5月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第779号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年6月16日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共測量(道路基準点測量)
- 2 作業期間 平成29年6月26日から平成29年12月25日まで
- 3 作業地域 一般国道8号(糸魚川市梶屋敷地先から糸魚川市押上地先)

◎新潟県告示第780号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年6月16日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成29年5月16日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)
新潟県佐渡市畑野字米小路180-1地先	5.12	0.35
新潟県佐渡市畑野字米小路180-1の内	5.12	5.78
新潟県佐渡市畑野字米小路180-1の内、180-2の内	5.23	26.30

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、カセット型デジタルX線画像診断装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年6月16日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
カセット型デジタルX線画像診断装置 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成29年9月29日(金)
 - (4) 納入場所
新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0055
新潟県十日町市高山32番地9
新潟県立十日町病院経営課
電話番号 025-757-5566 内線115

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限

平成29年6月21日(水)午後5時15分

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年6月22日(木)午後2時00分
新潟県立十日町病院 新外来棟3階講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、超音波画像診断装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年6月16日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

超音波画像診断装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年9月29日（金）

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0055

新潟県十日町市高山32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線115

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成29年6月21日（水）午後5時15分

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年6月22日（木）午後2時30分

新潟県立十日町病院 新外来棟3階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。